人事院公示第8号

人事院は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第4条の3第 1項及び第4条の4第1項の規定に基づき、平成4年人事院公示第6号の一部改 正に関し、次のとおり決定した。

令和2年3月31日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応 する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						改 正 前		
別	表第 1 別表第 1							
	年齢階層	最低限度	最高限度			年齢階層	最低限度	最高限度
		額(円)	額(円)				額(円)	額(円)
	20歳未	4, 98	13, 3		•	20歳未	4, 90	13, 2
	満	1	42			満	0	8 5
	20歳以	5, 54	13, 3			20歳以	5, 48	13, 2
	上25歳	3	42			上25歳	4	8 5
	未満					未満		
	25歳以	6, 05	14, 1			25歳以	6, 01	14, 2
	上30歳	1	<u>5 7</u>			上30歳	0	4 9
	未満					未満		
	30歳以	6, 47	17,1			30歳以	6, 38	17, 2
	上35歳	<u>5</u>	0 4			上35歳	9	8 5
	未満					未満		
	3 5 歳以	6, 78	19, 3			3 5 歳以	6, 76	19,0

上40歳	3	20
未満		
40歳以	7, 03	21, 2
上45歳	1	3 5
未満		
45歳以	(略)	23, 2
上50歳		66
未満		
50歳以	6, 99	25, 5
上55歳	<u>5</u>	03
未満		
55歳以	6, 54	25, 5
上60歳	3	1 5
未満		
60歳以	5, 31	20, 5
上65歳	<u>5</u>	1 1
未満		
6 5 歳以	3, 97	14, 9
上70歳	0	8 0
未満		
70歳以	3, 97	13, 3
上	0	42

上40歳	0	52
未満		
40歳以	7, 04	21, 3
上45歳	2	99
未満		
45歳以	(略)	23, 3
上50歳		04
未満		
50歳以	6, 91	25, 2
上55歳	3	32
未満		
55歳以	6, 42	24,7
上60歳	4	97
未満		
60歳以	5, 22	19,7
上65歳	1	6 9
未満		
6 5 歳以	3, 96	14, 9
上70歳	0	97
未満		
70歳以	3, 96	13, 2
上	0	<u>8 5</u>

2 この決定による改正は、令和2年4月1日から効力を発生する。